

令和5年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 (0248-22-1111 内線2154~2156)	高齢者にやさしい住まいづくり 助成事業	<a href="http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001296.html">http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001296.html</a>	バリアフリー化	補助金	○手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器への取替え等に係る工事費の9割に相当する額(上限15万円)を助成します。 ※申請は工事前に行ってください。 ○エアコン設置整備費助成 設置費用の1/2(上限3万円)を助成します。 ※申請は設置前に行ってください。 ○火災警報器設置整備費助成 3台までを上限に9,000円を限度に助成します。	市民税非課税世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方(1世帯1回限り)。 ※同居の子や配偶者が異なる世帯に属する場合には、同一世帯とみなします。 ※エアコン、火災警報器については市民税非課税世帯に属する65歳以上の方(1世帯1回限り)
白河市	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 (0248-22-1111 内線2154~2156)	高齢者すまい・生活支援事業	<a href="http://www.city.shirakawa.fukushima.jp">http://www.city.shirakawa.fukushima.jp</a>	バリアフリー化	その他	○高齢者が円滑な入居を進められるよう支援する事業 ・住宅に関する情報提供 ・入居に関する相談及び助言 ・不動産関係団体との連携 ・入居支援対象者へのその他の支援	市内在住の高齢者等
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2331)	白河市行政分譲地建築助成金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002449.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002449.html</a>	住宅新築・取得	補助金	第2白鳥ニュータウン及び田園町府ニュータウンの両行政分譲地の販売促進、住宅新築を支援するため、助成金を交付します。 【補助額】 ○住宅の床面積3.3平方メートルあたり4万円※(上限400万円) ※子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)1人を扶養している場合は6万円、2人以上扶養している場合は10万円。 ※建築業者の本店が市内にある場合には、50万円を加算。	【対象者】 ・令和6年3月31日までに行政分譲地の土地売買契約を締結した方 ・土地売買契約締結後、1年以内に建築業者と工事請負契約を締結する方 ・直近3年度の市税等の滞納がない方。 ・行政分譲地内の同一区画において過去にこの助成金の交付を受けていない方
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2330)	来て「しらかわ」住宅取得支援事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page003801.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page003801.html</a>	住宅新築・取得	補助金	市外から移住するために住宅を取得した方へ補助金を交付します。 【補助額】 ○県外からの移住 最大200万円(県補助金を加算した場合) ○県内からの移住 最大100万円	【対象者】 ・県外在住者又は市外移住者であること ・当該住宅の持ち分が1/2以上であること ・補助金交付年度の翌年度から起算して3年以上継続して補助対象住宅に定住すること ・市内への移住が完了していること ・定住する地域の町内会に加入し、又は加入する見込みがあること ・定住する前の住所がある市町村の住民基本台帳に基準日以前の期間が1年以上記録されていること ・市税等の滞納がないこと ・過去にこの要綱に基づく補助を受けていないこと ・暴力団関係者でないこと 【対象住宅】 ・建築基準法等の関係法令に適合していること ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅については 耐震診断を受けていること

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2330)	白河市新婚生活スタート応援事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page004886.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page004886.html</a>	住宅新築・取得	補助金	結婚を機に市内で新生活を始められる新婚世帯に対し住居費や引越し費用を補助します。 【補助額】 ○夫婦の年齢がいずれも29歳以下 上限60万円 ○夫婦のいずれかの年齢が30～39歳 上限30万円	【対象世帯】 ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻した世帯 ・令和4年におけるご夫婦の所得額合算が500万円未満の世帯 ・ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ・交付申請日において市内の新居に住民登録がある世帯 ・市税等の滞納がない世帯 ・他に市が行う住宅の取得や引越費用に関する補助を受けていない世帯 【対象経費】 ○新居の住居費 ・新居の購入費 ・新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ○新居への引越し費用 ・引越業者や運送業者に支払った引越費用 ○リフォーム費用 ・住宅リフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新等）
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2331)	白河市空家改修等支援事業補助金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002669.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002669.html</a>	空き家	補助金	白河市空き家バンクに登録された物件の購入者、又は賃借者が行う改修等について補助金を交付します。 【補助額】 ○改修に係る補助 補助対象経費の1/2かつ上限150万円 ○家財処分に係る補助 補助対象経費の10/10かつ上限5万円	【対象者】 ・白河市空家バンクに登録された空き家の購入者又は賃借者 【補助要件（主なもの）】 ・当該空き家に5年以上定住すること ・町内会に加入し、又は加入する見込みがあること ・所有者又は所有者の3親等内の親族に該当する者が定住しないこと ・市税等の滞納がないこと ・補助金の交付申請時に、購入又は賃借した日から起算して12か月以内かつ補助対象の工事が完了しているものが対象 ・賃借者の場合は、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得ること ・居室のほか、生活に必要な玄関、便所、台所、風呂等を備えていること
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274・2275)	白河市空家解体費補助金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page006658.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page006658.html</a>	空き家	補助金	長期間使用されていない空き家の解体費の一部を補助します。 ○補助額 空き家の解体費の1/3かつ上限20万円 ※市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する事業者が施工する工事に限る。	○補助対象空き家 (一戸建ての専用住宅及び併用住宅の空き家の全部を解体する場合に限る) 下記のいずれにも該当する空き家 ・5年以上使用されていないもの ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの ・公共工事の補償対象でないもの ・所有権以外の権利が設定されていないもの ○補助対象者 ①所有者（未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方） ②相続人 ③上記①又は②から当該空き家の解体について同意を得た者 ※以下の方は対象外となります。 ・市税等に滞納がある者 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者 ・暴力団関係者 ・法人（非営利団体を除く）

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274・2275)	白河市空き家解体費補助金(特定 空き家等対象)	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page006658.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page006658.html</a>	空き家	補助金	特定空き家に認定された住宅の解体費の一部を補助します。 ○補助額 空き家の解体費の1/2かつ上限50万円 ※市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する事業者が施工する工事に限る。	○補助対象空き家 (一戸建ての専用住宅及び併用住宅の空き家の全部を解体する場合に限る) 下記のいずれにも該当する空き家 ・市の「特定空き家」に認定されていること ・公共工事の補償対象でないもの ・所有権以外の権利が設定されていないもの  ○補助対象者 ①所有者(未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方) ②相続人 ③上記①又は②から当該空き家の解体について同意を得た者 ※以下の方は対象外となります。 ・市税等に滞納がある者 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者 ・暴力団関係者
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274・2275)	白河市木造住宅耐震診断者派遣 事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002371.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002371.html</a>	耐震化	その他	居住の安全と安心を確保するために、自らが居住する木造住宅の耐震診断を希望する者に対し、診断する建築士を派遣します。 個人負担 一律 8,000円	○対象住宅 ・所有者自らが居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された戸建て住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ・昭和56年6月1日以後に、増改築(構造的に分離した増築は除く。)を行っていない住宅 ・過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274・2275)	白河市木造住宅耐震改修支援事 業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002370.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002370.html</a>	耐震化	補助金	居住の安全と安心を確保するために、白河市内に存する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う方に対し、補助金を交付します。 ○補助金額 ・一般耐震改修工事 工事に要する費用の1/2かつ上限100万円 ・簡易耐震改修工事 工事に要する費用の1/2かつ上限60万円 ・部分耐震改修工事 工事に要する費用の1/2かつ上限60万円	○対象住宅 ・所有者自らが居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された戸建て住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ・昭和56年6月1日以後に、増改築(構造的に分離した増築は除く。)を行っていない住宅 ・昭和56年6月以降の耐震基準に基づく耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないこと ・補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了すること ・過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274・2275)	白河市ブロック塀等改修助成事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page004958.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page004958.html</a>	耐震化	補助金	震災に強いまちづくりを推進するため、避難路沿いにある建築基準法に適合しない又は、地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却・建替え・改修について、費用の一部を補助します。 ○補助額 対象工事費の2/3かつ上限15万円	○対象者 ・個人であること ・市税等の滞納がないこと ・当該ブロック塀等の所有者、又は所有者と同一世帯に属する者  ○対象工事 市内に存する避難路沿いにあるブロック塀等のうち、建築基準法に適合しない、又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却・建替え・改修であり、下記のいずれかに該当するもの ・ブロック塀の取り壊し、及び取り壊しによって生じた廃棄物の運搬及び処分 ・除却部と存置部の取り合いの補修 ・ブロック塀等を除却した場所へのブロック塀等やフェンス、生垣の設置 ・既存のブロック塀等の補強
泉崎村	保健福祉課 (0248-54-1333)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修 同一住宅につき助成対象20万円（内1割自己負担/限度額18万円）	年齢・・・65歳以上の介護保険非該当者収入・児童手当所得制限限度額以下
泉崎村	建設水道課 (0248-53-2114)	合併処理浄化槽整備事業	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/</a>	環境対策	補助金	5人槽332,000円 7人槽414,000円 8人槽以上548,000円	下水道法第4条第1項の認可区域外及び農業集落排水事業実施区域以外に合併処理浄化槽を設置する者
泉崎村	企画財政課 (0248-53-2409)	住宅用太陽光発電システム設置事業	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/</a>	省エネルギー化	補助金	太陽電池モジュールの最大出力の合計値に3万円を乗じて得た額とし、12万円を限度とする	村内に住所を有する方又は移住する予定の方・村内に自ら所有し、居住する住宅にシステムを設置した方又は自ら居住するために村内にシステム付きの新築住宅を購入した方 ・村税等を滞納していない方 ・過去に村から同様の補助金を受けてない方 ・太陽光発電余剰電力の受給契約を結ばれている方
泉崎村	建設水道課 (0248-53-2114)	木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/</a>	耐震化	補助金	耐震診断者の派遣 個人負担額は一戸あたり6,000円	泉崎村内に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するもの。 (1) 泉崎村に住所を有する所有者が自ら居住する住宅 (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建住宅 (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建以下の住宅 (4) 過去に泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
泉崎村	建設水道課 (0248-53-2114)	木造住宅耐震改修促進事業	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/</a>	耐震化	補助金	耐震診断を経て、耐震補強工事を実施する個人に対して工事費用の一部を補助する (1) 一般耐震改修工事 補助対象経費の額の1/2以内とし、1,000,000円を限度とする (2) 簡易耐震改修工事 補助対象経費の額の1/2以内とし、600,000円を限度とする。 (3) 部分耐震改修事業 補助対象鋭匙の額の1/2以内とし、600,000円を限度とする。	泉崎村内に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するもの。 (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの (2) 所有者が自ら居住している一戸建ての専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上あるものに限る） (3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築された地上階数が3以下のもの (4) 耐震診断により耐震基準に適合していないと判断されたもの (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第10項の規定による命令の対象によらないもの (6) この要綱による補助金の交付をうけたことがないもの
中島村	保健福祉課 (0248-52-2174)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="https://www.vill.nakajima.jp/page/page000095.html">https://www.vill.nakajima.jp/page/page000095.html</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修 同一住宅につき助成対象20万円（うち1割自己負担/限度額18万円）	年齢:65歳以上の介護保険非該当者 収入:児童手当所得制限限度額以下

※詳細については、各担当課の窓口にご直接お問い合わせください。（一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。）

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
中島村	保健福祉課 (0248-52-2174)	日常生活用具給付事業（住宅改修費助成事業）	<a href="https://www.vill-nakajima.jp/page/page000095.html">https://www.vill-nakajima.jp/page/page000095.html</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修 同一住宅につき助成対象20万円（うち1割自己負担/限度額18万円）	身体障害者手帳（3級以上） ※特殊便器への取り替え（上肢2級以上）
中島村	保健福祉課 (0248-52-2174)	居宅介護（介護予防）住宅改修費助成事業	<a href="https://www.vill-nakajima.jp/page/page0000923.html">https://www.vill-nakajima.jp/page/page0000923.html</a>	バリアフリー化	その他	住宅改修に要した費用額（限度額20万円 自己負担1割～3割）	【対象者】要介護・要支援認定者 【住宅改修内容】 ○手すりの取り付け ○段差の解消 ○滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替 ○洋式便器等への便器の取替 ○その他改修に付帯して必要となる改修
中島村	建設課 (0248-52-3484)	合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	5人槽：332,000円 7人槽：414,000円 10人槽：548,000円	下水道法第4条第1項の許可区域外及び農業集落排水処理区域外に合併処理浄化槽を設置する者
中島村	建設課 (0248-52-3484)	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	耐震診断者の派遣 個人負担額：1戸あたり6,000円	昭和56年5月31日以前に建築された3階建て以下の戸建て木造住宅
棚倉町	整備課 都市計画係 (0247-33-2114)	棚倉町木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html</a>	耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者の派遣 自己負担額6,000円	（次の要件の全てを満たすもの） ・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の戸建て住宅 ・過去にこの耐震診断を受けていないこと
棚倉町	整備課 都市計画係 (0247-33-2114)	棚倉町木造住宅耐震改修助成事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html</a>	耐震化	補助金	耐震診断により耐震改修が必要と診断された木造住宅を対象に耐震改修費用の一部を補助。耐震改修工事に要した費用の1/2以内の額で、補助金の上限額は以下のとおり。 ・一般耐震改修工事 1,000,000円 ・簡易耐震改修工事 600,000円 ・部分耐震改修工事 600,000円	（次の要件の全てを満たすもの） ・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の戸建て住宅 ・過去にこの耐震診断を受けていないこと。 ・建築基準法令に違反していないもの。 ・耐震診断により耐震基準を満たさないもの。 ・補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの。 ・以前にこの補助金の交付を受けたことがないもの。 ・町税や町が徴収する負担金及び使用料、上下水道料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を滞納していないこと
棚倉町	地域創生課 企画調整係 (0247-33-2112)	棚倉町定住促進空き家取得補助事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page001646.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page001646.html</a>	空き家	補助金	補助対象経費の1/2（上限50万円。ただし、福島県の「来て ふくしま住宅支援事業」の補助金額を含む。）を補助する。	空き家を取得して自ら居住しようとする県外からの移住者に対し補助金を交付する。
棚倉町	地域創生課 企画調整係 (0247-33-2112)	棚倉町定住促進空き家改修補助事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page001123.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page001123.html</a>	空き家	補助金	補助対象経費の1/2（上限25万円）を補助する。	空き家を改修して自ら居住しようとする被災者又は県外からの移住者に対し補助金を交付する。
棚倉町	上下水道課 下水道係 (0247-33-2119)	排水設備工事助成事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000178.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000178.html</a>	環境対策	その他	排水設備設置工事に対する助成金30,000円	公共下水道施設または農業集落排水施設の公共まじり接続する排水設備工事（令和7年3月まで）

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
棚倉町	上下水道課 下水道係 (0247-33-2119)	合併処理浄化槽設置整備事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000178.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000178.html</a>	環境対策	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の設置補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>5人槽 332,000円</li> <li>7人槽 414,000円</li> <li>10人槽 548,000円</li> </ul> </li> <li>※ 家屋を新築及び更地にして建て替えた場合は上記の1/2の額となる。</li> <li>撤去に要する補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>単独浄化槽の撤去 60,000円</li> <li>汲取便槽の撤去 45,000円</li> </ul> </li> <li>単独浄化槽及び汲取便槽を撤去し浄化槽を設置する場合の配管工事に要する費用 100,000円</li> </ul>	公共下水道及び農業集落排水事業実施計画区域外の地域において、合併処理浄化槽を設置するとき。
棚倉町	健康福祉課 高齢者係 (0247-33-7801)	棚倉町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000417.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000417.html</a>	バリアフリー化	補助金	改修工事費の90%を補助(本人1割負担) 限度額18万円	<p>【対象者】 60歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く)であって、その生計中心者の所得限度額が児童手当法の所得制限限度額以下である方。</p> <p>【対象工事等】 手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の変更、洋式便器への取換え</p>
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町木造住宅耐震診断者派遣事業(安全安心耐震促進事業)		耐震化	補助金	木造住宅の耐震診断費用の助成・個人負担額6,000円(木造住宅の耐震診断)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町内に居住する住宅(専用・併用)</li> <li>2. 昭和56年5月以前の木造住宅(3階以下)</li> <li>3. 以前に耐震診断を受けていないこと</li> </ol>
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町木造住宅耐震改修支援事業(安心耐震サポート事業)		耐震化	補助金	住宅の耐震診断を実施した結果をもとに補強工事の費用の助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般耐震改修:100万円を上限として、工事費用の1/2以内</li> <li>・簡易耐震改修:60万円を上限として、工事費用の1/2以内</li> <li>・部分耐震改修:35万円を上限として、工事費用の1/2以内</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町内に居住する住宅(専用・併用)</li> <li>2. 昭和56年5月以前の木造住宅(3階以下)</li> <li>3. 以前に耐震診断を受けていること</li> </ol>
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町個人住宅改良支援事業補助金	<a href="http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000612.html">http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000612.html</a>	その他	補助金	町内の施工業者により個人住宅の改良を行う場合に、その費用の一部を補助 ・工事代金50万円以上 で、工事代金の1/10(上限20万円)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町内に居住する住宅(専用・併用)</li> <li>2. 町税等の未納がないこと</li> <li>3. 町内の業者が施行すること</li> </ol>
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町子育て世帯定住支援事業助成金	<a href="http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000613.html">http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000613.html</a>	その他	補助金	子育て世帯の町内定住化を図るために、町内外の子育て世帯が矢祭町内における住宅取得等の費用を補助する <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内在住者が矢祭町内に住宅を新築(3.3m<sup>2</sup>あたり2万円、上限100万円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・町外在住者が矢祭町内に住宅を新築(3.3m<sup>2</sup>あたり4万円、上限200万円)</li> </ul> </li> <li>・町内在中の親等との同居を目的とした増築(3.3m<sup>2</sup>あたり4万円、上限200万円) (町内の業者による施工の場合は20万円加算)</li> <li>・町内在住者が矢祭町内に中古住宅を取得(3.3m<sup>2</sup>あたり5万円、上限25万円)</li> <li>・町外在住者が矢祭町内に中古住宅を取得(3.3m<sup>2</sup>あたり1万円、上限50万円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外から転入し、新築住宅を取得する方へ福島県が実施する住宅取得支援事業助成金(上限100万円)を支給</li> </ul> </li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て世帯であること</li> <li>2. 町税等の未納がないこと</li> <li>3. 暴力団員その他近隣の住居の平穏を著しく害する恐れのある者でないこと</li> </ol>
矢祭町	町民福祉課	高齢者にやさしい住まいづくり事業	<a href="http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000071.html">http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000071.html</a>	バリアフリー化	補助金	高齢者が居住する住宅の手すりの設置、洋式便座や各種バリアフリー対応に改修する費用の助成・改修費用の90%(上限18万円)	60歳以上の高齢者が居住する住宅

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
矢祭町	町民福祉課	合併浄化槽設置補助金交付事業	<a href="http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000464.html">http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000464.html</a>	環境対策	補助金	合併浄化槽を設置する者に対する補助金 ・5人槽：332,000円 ・6～7人槽：414,000円 ・8～10人槽：548,000円 ・11～50人槽：国の基準に準ずる	合併浄化槽の新規設置をしようとする者
矢祭町	自立総務課	矢祭町再生可能エネルギー推進事業補助金	<a href="http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000552.html">http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000552.html</a>	省エネルギー化	補助金	再生可能エネルギー等の有効利用の推進と低炭素社会の実現に寄与するため、環境保全対策を促進する設備を設置しようとする者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電設備の最大出力1キロワットあたり4万円（上限16万円） ・定置用リチウムイオン蓄電池の設備経費の10分の1（上限15万円） ・木質バイオマス燃焼機器のストーブ?1設備につき設備経費の10分の1（上限5万円）、ポイラー?1設備につき設備経費の10分の1（上限10万円）	自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む）を対象システムを設置する個人で、次のいずれかに該当する者 1. 対象システムを既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者 2. 対象システムが設置された新築住宅を購入する者 3. 災害時に地域で互いに支え合える共助への協力ができる者 *補助金の交付を受けることができない者 ①借りている住宅に設置する者 ②町税等を滞納している世帯の者 ③この補助金の交付をすでに受けている者
矢祭町	自立総務課	矢祭町二・三世同居支援事業に係る新築住宅等の固定資産税の特別措置		同居対応	その他	親と子及び孫が同居するために、新築又は購入等をした住宅に課する固定資産税を軽減する。 ・平成28年4月1日から令和8年3月31日までに新築又は購入された住宅（地方税法により固定資産税の減額を受けた住宅の未減額分）	1. 対象住宅を所有する納税義務者であり、町税等の滞納をしていないことが確認できる者 2. 二・三世代が同居しており、継続する意思がある者 3. 店舗や事務所などと併用している住宅の場合は、居住部分が2分の1以上であれば対象
埴町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	埴町木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000541.html">http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000541.html</a>	耐震化	その他	建築士などを派遣し、木造住宅耐震診断を行う。診断費用1戸当たり15万6千円までは町で負担し、その額を超えた分は自己負担となる。	町内に存在する住宅で、次の全ての要件を満たす木造住宅。 ①所有者が自ら居住する住宅 ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法などによる木造3階建て以下の住宅 ④過去に本事業に基づく耐震診断を受けていない住宅
埴町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	埴町木造住宅耐震改修支援事業	<a href="http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000542.html">http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000542.html</a>	耐震化	補助金	対象要件を満たす住宅に係る耐震改修工事で、改修内容により次のいずれかを上限として補助する。 ①一般耐震改修（診断後評点が1.0未満の住宅を1.0以上に補強・改修）：100万円（上限）、工事費用の1/2以内 ②簡易耐震改修（診断後評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に補強・改修）：60万円（上限）、工事費用の1/2以内 ③部分耐震改修（診断後評点が0.7未満の住宅を倒壊から命を守るために行う部分的な居室の補強・改修）：60万円（上限）、工事費用の1/2以内	町内に存在する住宅で、次の全ての要件を満たす木造住宅。 ①町内に居住する住宅（専用・併用） ②昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（3階以下） ③耐震診断を受けた結果、その基準を満たしていないこと
埴町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	埴町ブロック塀等改修支援事業		耐震化	補助金	町が指定する箇所（道路）に面するブロック塀等に係る改修等（除去・建替・改修）の補助対象工事に要する経費に対して次の額を補助する。 ①10万円（上限）、工事費用の2/3以内	町内に存在するブロック塀等のうち、埴町耐震改修促進計画に定める重点的に耐震化すべき区域に位置し、かつ道路等に面している法令に適合しない又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等で、次の改修等に該当すること。 ①ブロック塀等との取壊し及び廃棄物運搬処分 ②除却部と存置部の取合い補修 ③ブロック塀等を除去した場所への建替え ④既存ブロック塀等の耐震補強 ⑤公共事業補償、住宅販売・解体目的、建築物の建築時の塀改修、建築基準法第42条第2項により後退した土地にある塀などの補助対象外のブロック塀等でないこと。

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
埴町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	埴町住宅取得支援事業	<a href="http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000735.html">http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000735.html</a>	住宅新築・取得	補助金	県外から町内に移住するために新築又は中古住宅を取得した方へ、補助対象経費の2分の1を上限に補助。(基本額と加算額を合わせて最大200万円) 基本額140万円(上限)＋該当する加算額(①、②、③) ①同居する世帯員に義務教育終了前の子供がいる：20万円 ②世帯員のいずれかが町内就業(雇用保険の加入が必要)：20万円 ③町内の建築業者が建築：20万円	県外から転入する方が自ら居住するために取得する町内の住宅で、次の全ての要件を満たす場合。 ①自己が居住する住宅で、建築基準法等の法令に適合していること ②延べ面積が一般型誘導居住面積水準以上であること ③昭和56年以前の中古住宅の場合は耐震診断が実施済であること ④世帯員は2名以上であり、埴町に住民登録していること ⑤10年以上継続して埴町に居住すること
埴町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	埴町多世代同居・近居支援事業	<a href="http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000736.html">http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000736.html</a>	同居対応	補助金	「福島県多世代同居・近居推進事業」の交付を受けた者で、埴町内へ新築若しくは町内の物件を改修し多世代同居・近居を行う世帯に対し、対象経費の1/2を限度とし、県補助金の交付額を差し引いた額を補助。(最大50万円) ①基本額：25万円 ②子ども加算：1人5万円(3人上限) ③県外移住者加算10万円	次の全ての要件を満たす場合。 ①福島県多世代同居・近居推進事業において補助金の額確定通知が交付されていること ②過去に埴町多世代同居・近居支援事業の補助金を受けていないこと ③対象となる住宅の所有者は、多世代同居・近居を行う者でないこと ④町税等の滞納が無いこと ⑤対象となる世帯全員が暴対法に規定する暴力団員でないこと
埴町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	埴町住宅浸水対策改修工事費補助金		防災対策	補助金	大雨による住宅の浸水被害を軽減するため、支給要件を満たす補助対象工事を行う住宅の所有者に補助。 ①浸水対策等改修工事：100万円(上限)、工事費用の1/2以内 ②設備機器かさ上げ工事：30万円(上限)、工事費用の1/2以内	町内に存在する住宅で町が定める浸水地域内にあり、補助対象工事が次の全ての要件を満たす場合。 ①補助対象工事(設備かさ上げ工事を除く。)に要した費用が10万円以上 ②販売目的で所有する住宅又は敷地に係る工事以外 ③町内に住民票を有する者が居住している住宅の工事 ④確実に浸水対策の機能向上を図ることが見込まれること
埴町	生活環境課 (0247-43-2148)	埴町合併浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	生活排水による公共水域の水質汚濁防止のため、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業の計画区域外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとするものに対し、補助金を交付。 限度額：設置補助5人槽35万4千円、6～7人槽43万7千円、8～10人槽6万2千円、単独から合併に設置換時の単独浄化槽撤去6万円、くみ撮り便所撤去3万円	公共下水道事業の計画区域及び農業集落排水整備事業の計画区域外の地域で、国庫補助指針に適合する合併処理浄化槽を設置しようとするもの。(浄化槽法に基づく設置届出の審査又は建築基準法に基づく確認を受けない者、住宅を借りている者で賃貸人の許可が得られない者、税・使用料等を滞納している者を除く)
埴町	健康福祉課 (0247-43-2227)	高齢者にやさしい住まいづくり事業		バリアフリー化	補助金	住宅改修費用(手摺取付・段差解消等)への助成 ①助成対象限度額 20万円 ②助成限度額 18万円(9割助成)	①60歳以上の高齢者(介護保険対象者を除く) ②所得要件：生計中心者の所得限度額が児童手当法による児童手当法による児童手当所得制限限度額以下
埴町	健康福祉課 (0247-43-2115)	日常生活用具給付事業		バリアフリー化	補助金	障害者向け住宅改修費用への助成 ①助成対象額：助成上限額20万円と対象工事に要した費用のいずれか少ない方の額 ②助成限度額：20万円	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替をする場合は、上肢機能障害2級以上の者)
埴町	まち振興課 地域づくり係 (0247-43-2112)	埴町空家除去補助金		空き家	補助金	対象要件を満たす空家の全てを除去する工事で、補助対象工事に要する経費に対して次の額を補助する。 ①40万円(上限)、工事費用の1/3以内	町内に在する建築物で、居住その他の使用がされていない期間が1年以上あり、次の全ての要件を満たす空家。 ①個人が所有する空家 ②主たる用途が一戸建ての住宅(併用住宅の場合、住居の用に供される面積が延べ面積の過半を占める住宅) ③所有権以外の権利の設定、公共事業による補償の対象又は賃貸の事業に使用したなど補助対象外の空家でないこと。